

備恒当其局。毅然卓然、釈難解紛、其勞難忘。於誓否、後進之徒、固可得而談哉、我聞魚商組合員、以茲創立五十年記念日、聊贈遺念、品欲、以報、翁多年熱誠之勞、翁許不受、強請翁曰、願余廿八年之勞、即組合諸子之勞也、而見其事之成、莫一不由、里神之冥助也、諸子苟欲其勞、則希造、為居一基、以獻、市野神社、乃余之主願、何物尚之、組合員諒其意、所出、於此舉也、夫氣岸不、屈為三、方夫、望利、益人而不、國、私内外立、功而不、受、報、有、悉者、前其能至、此乎、嗚呼翁也、真可謂剛且毅、誠、余知、翁久矣、因組合員請、余作文以紀其恩、余年老筆、

ラン
ヲヨリ
ヲ
オリ

八〇 箔業祖記功碑
金沢市卯辰山



碑文(訳) 箔業は本市産業の一源泉である、その流を汲む者もその源とする所を知らずしてはその恩に報ゆるべけんや、因つて今茲に工人組合有志相謀り石を卯辰山に建てて以てその功を祀せんとして文を余に請う、按ずるに旧金沢澤作事場商人安田孫兵衛は寛政年間(一七八〇—一八〇〇年)この業に志したが當時は京都江戸及び三親藩の外金銀箔の製造を許さざる禁令が布かれていた、是に因り孫兵衛は陽に本願寺に詣り京都に数年留まり陰に金銀箔解方、箔箔方等を学び製品を細工所に送る、是を箔業の嚆矢となす、後に孫兵衛は細工所工人となる、文化十年(一八一三年)病歿した、その子助三郎及び弟子越中三武助ら各その志を継ぐも公許を得られず、弘化二年(一八四五年)八月越野佐助わずかに江戸製箔販売権及び取締役の許を得た、安田氏多年の勞を陳べ藩主に致願するところあり、時に製造の許を得たる者十九名であつたがなお名を真鍮銅錫に託し以てその業を営む、則ち嘉永四年(一八五一年)佐助ら共同工場を山上街に設け箔業の統一を図る、各徒弟を養ひその員百余名なり、明治四年廢藩置縣、百争改新、始めて製造販売の自由を得、工人忽ち三千名に達し終に我國製箔の本源地となる、しかしてその原は実に安田、越野諸士の苦心經營に発する、ああ幕府压制の下にあつて不屈不撓、死を賭して画を密にし以てその隆盛を致したその功その沢は偉かつ大といふべきである、すなわち諸彦のこの業有るは豈また宜ならずや、吾喜んでその源流を叙し以て後昆に誌す、若しそれ歴代工人の姓名を刻して碑にあり、日夕景仰して各報効を念すべきなり。

昭和九年申戌夏六月 日
卯野前田直行筆額、榎堂黒本植撰文并書
(註)墓石の額に「銘鑄其心金玉其相」昭和十年四月竣工榎堂老人題

とあり、碑陰に元祖安田孫兵衛外連記す、調査書記土田翁、金沢島尾鉄宗工作とある、向つて左碑は寄附者芳名を刻す。

八一 藤村理平翁頌徳碑
石川郡野々市町役場前

解説 藤村翁は元県議會議員、教育、消防、電気事業に尽力した、ことに翁の創立した電気会社は後に金沢市電氣局となり、電電被贈の功績は大きい。
碑文 藤村理平翁銅像銘并序 古云、聖大霜則祀之、大惠則祀之、今欲顯大節而忘其身欲垂不柱以失其家、若藤村翁、則豈其人耶、翁野市人、明治十一年北陸××××××××一方之名門也、初為小学校長、後為縣會議員、而投私費、以助學校之改築、或購物、以助九條之消防組、明治二十三年秋、海防費金千円、拜、黃綬章、且与同志俱設電氣株式会社、後移之市宮、今電氣局是也、其勤勞之勉、昔是古世之貽範、而其功績之偉有、不可得而該者矣、豈非所謂社稷之



人乎、今以像易社以祀之立像西俗也、取、其義、以寓、日夕欽仰之、意、敬之以銘曰
捍害垂祉、起利除災、廉貞義憤君、占其魁、徇公不香、忌已不回、曳電破暗、助市護財、積善有報、光往照來、百世貽範、其人何在、
昭和十年歲次乙亥冬十一月 榎堂黒本植撰并書
發起人 野々市町々民一同、高岡市大仏前製作者戸出弥三郎、原型 戸出爾光秀、竣工昭和拾年乙亥初冬
(註) 當川荒田、揮、日ふせく、朝、はじむ、誌、美

八二 三浦彦太郎君之碑
金沢市卯辰山

碑文(訳) 翁の名は彦太郎三浦氏、仙山と号す、加賀金沢の人、考諱元堅、號某氏、明治二年一月十六日を以て生る、幼にして孤長精敏、氣力有り、甫十六能鹿島三松に従ひ製箔を字び深く其術に通ず、すなわち工場を設け独力經營、既にして世運日に進み製箔の法も宜しく其の法を改むべく、すなわち器械を用い手工に代えんと

